

まんのう町関係人口創出・拡大関連プログラム構築業務仕様書

1. 業務名

まんのう町関係人口創出・拡大関連プログラム構築業務

2. 業務の目的

都市部への人口流出が加速する現状において、香川県内の学校を卒業した者又は地方に興味関心を持つ都市部在住の者などの人の流れを創出・拡大し、ひいては町内定住を図ることを目的に、町内滞在する具体的計画を構築しかつ実証することで、関係人口の創出・拡大と移住者の増加を図る。

そのために、まんのう町との関わりしるを創出し、都市部に居ながらまんのう町と関わり続ける者の増加及び自身の価値観の実現のために本町を移住先として選択する可能性を見出す取組として、地域おこし協力隊インターン制度を活用した町内滞在型プログラム(以下「プログラム」という。)を構築することにより、関係人口の創出・拡大と移住者の増加を図る。

本業務においては、これらの点に十分留意しながら、プログラム実施に向けて提案することとする。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 業務の内容

上記の目的を達成するため、具体的なプログラム構築と実証を行う。公募型プロポーザルの実施において決定した受注者の企画提案により調整することとする。

(1) プログラムの企画

ア 地域おこし協力隊インターン制度を活用し、若者等が参加したくなるような魅力のあるプログラムを企画すること。

イ プログラムの企画にあたっては、可能な限り、まんのう町の3つの地域(琴南地区・満濃地区・仲南地区)の魅力が体験できる内容とすること。

ウ 参加者と地域を繋ぎ、移住に向けた機運の醸成を図る事の出来る地域コーディネーターを、プログラム実施期間において確保し、参加者が地域の魅力を体感することのできる企画を、地域コーディネーターとともに造成すること。

エ 企画後からプログラム実施日までの間に、内容を精査・ブラッシュアップし、当該プログラムの魅力を最大限に高めること。

(2) 参加者の募集

ア 参加者数については、30人以上を目安とし、必要に応じて書類審査、面接等の選考プロセスを設定すること。

イ 参加者の募集にあたっては、WEBやSNS等を十分に活用し、若者等に対して

効果的なPRを行うことによって、募集人員の確保に努めること。なお、PRに用いる媒体や想定する募集方法等について、企画提案書に明示すること。

(3) プログラムの運営

ア 地域との交流機会や、地域協力活動を体験する機会を提供し、プログラムを円滑に実施するための体制を整備すること。

イ 地域コーディネーターに対しては適切な研修を実施し、対応品質を担保すること。

ウ 参加者が、SNS等を通じて情報発信ができるよう、必要な配慮を行うこと。

エ 事故等の防止に最大限努め、万一事故等が発生した場合は直ちに町に報告すること。

(4) フォローアップ・アンケート調査

ア 実施期間中に気づいた課題等を今後の運営やサポート体制の構築に反映すること。

イ インターン終了後も参加者をフォローするなど、関係人口づくりにも活用すること。

ウ プログラムの参加者等を対象に、アンケート調査を実施し、事業の成果及び効果の測定を行うこと。

エ アンケートの設問項目及び実施方法等については、町と事前に協議すること。

オ 当該調査結果は、実績報告書の提出によらず、速やかに町に報告すること。

(5) 地域おこし協力隊推進要綱（平成21年総行応第38号）に規定する地域おこし協力隊インターン制度が活用できる事業とすること。

5. 提出書類

受注者は、本業務の着手及び完了に当たって、次の書類を紙媒体及び電子データにて提出しなければならない。

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、発注者の承認を受けなければならない。

(1) 業務計画書

受託者は、業務委託契約締結後速やかに以下の内容を記載した業務計画書を提出すること。

- ・業務の目的、概要
- ・委託の期間
- ・詳しい業務内容（項目ごと）
- ・業務の工程表
- ・業務の実施体制
- ・その他発注者が指示する関係書類

(2) 実績報告書

受託者は、業務完了後速やかに以下の内容を記載した実績報告書を提出すること。

- ・業務の目的、概要
- ・委託の期間
- ・詳しい業務内容（項目ごと）
- ・検討や打ち合わせの議事録
- ・業務の工程表（計画と比較できるもの）
- ・業務の実施体制
- ・その他発注者が指示する関係書類

6. 再委託の制限

- (1) 受注者は、本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) 受注者が、本業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ再委託する業者名、再委託内容等について、事前に書面により発注者の承認を得ること。
- (3) 受注者は、再委託先の行為について全責任を負うこと。
- (4) 再委託を受けた者及びその業務従事者も、受注者と同様、本仕様書の要求事項を遵守すること。

7. 権利・義務の譲渡・守秘義務

受注者は、本業務の契約により生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡又は貸与してはならない。また、業務上知り得た内容を第三者に漏洩してはならず、業務完了後も同様とする。なお、業務で使用する各種資料・データに含まれる個人情報、行政情報等の取り扱いについては紛失、漏洩のないように十分留意しなければならない。

8. 成果品等の帰属

本業務における成果品及び業務作成上の資料等については、すべて発注者に帰属する。また、発注者の承認を受けずに複製、他に公表、貸与してはならない。

9. その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか関係法令等に準拠して行う。
- (2) 受託者は、本業務に際し得た情報を本業務の目的以外に使用してはならない。また、本業務によって知り得た秘密は保持しなければならない。
- (3) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。